

○森町建築物等耐震化促進事業費補助金交付取扱要領

(平成14年3月27日)

改正 平成14年9月30日
平成15年3月27日
平成16年3月24日
平成19年3月28日
平成20年3月28日
平成21年3月27日
平成25年9月27日
平成27年3月27日
平成27年3月27日
平成28年11月1日
平成30年3月30日
平成30年7月26日
令和3年3月31日
令和3年6月30日
令和4年1月4日

(趣旨)

第1条 この要領は、森町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（令和3年森町告示第51号。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、森町建築物等耐震化促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の条件)

第2条 次に掲げる事項は、森町建築物等耐震化促進事業を採択する際の条件とする。

- (1) 危険なブロック塀等の除却事業及びブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）にあつては、次に掲げる事項
- ア 原則、全部撤去すること。ただし、敷地と道路と段差がなく、既設ブロック塀等に良好な状態で鉄筋が入っている等、耐震上安全と認められるものについては、既設ブロック塀を利用しての改善を行わないものにとり、2段以下程度の残しを認める。

イ ブロック塀の場合は、地盤面の最も高い地点を基準に、地盤面から60センチメートルを超えるブロック塀を対象とする。ただし、道路との高低差がある等の危険と判断されるものについては、地盤面からの高さにかかわらず、補助対象とするものとする。

(2) ブロック塀等の建替え事業（避難路沿道等）にあつては、次に掲げる事項

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路内には築造しないこと。

イ ブロック塀を築造する場合は、静岡県が作成した「ブロック塀の点検と改善」に基づき築造されたものであること。

ウ 他の塀に転換する場合は、金属製フェンス等安全な塀にし、原則として、基礎は、現場打ち鉄筋コンクリートとすること。

エ 建替え後のフェンス付き補強コンクリートブロック塀については、フェンスの仕様、施工要領書等に則した構造であること。ブロック塀の部分は、補助対象としている道路からの高さが60センチメートル未満、かつ、コンクリートブロックは2段積み以下であること。

オ 補強コンクリートブロック塀については、ブロック塀の部分は、補助対象としている道路からの高さが60センチメートル未満、かつ、コンクリートブロックは2段積み以下であること。

(3) ブロック塀等の改善事業のうち、生け垣に転換する場合にあつては、次に掲げる事項。

ア 樹木が列状に植え込まれ、延長5.0メートル以上の生け垣を形成していること。

イ 樹木の本数が、生け垣延長1.0メートル当たり2本以上であること。

ウ 外部から眺望した樹木の高さが、1.0メートル程度以上であること。

エ 生け垣の盛土をブロック、コンクリート、石又はれんが等により囲む場合は、当該盛土の高さが0.5メートル以下であること。

(4) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）にあつては、次に掲げる事項

ア 交付要綱別表の事業の区分1に規定する木造住宅のうち、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であり、補強計画の策定を踏まえて実施する耐震改修工事で、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 耐震改修工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となり、かつ、耐震評点が0.3以上あがるもの

(イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められる耐震改修工事

(ウ) 耐震診断は次のいずれかで実施した診断とする。

a わが家の専門家診断事業

b 静岡県耐震診断補強相談士又はそれらと同等の知識を有する者のいる建築士事務所が実施した耐震診断

(エ) 補強後の耐震性の評価は、次のいずれかで実施した診断とする。

静岡県耐震診断補強相談士又はそれらと同等の知識を有する者いる建築士事務所が実施した耐震診断

イ 補助額の上乗せを申請する場合は、家族構成報告書（様式第1号）を提出すること。

ウ 交付要綱別表に規定する家具の固定を行う住宅とは、寝室、居間にある家具で、寝る場所、座る場所、出入口周辺に転倒する可能性のある家具の固定を行うものとする。なお、家具の固定を既に実施している場合は、家具の固定を行う住宅とみなすこととする。

エ 耐震改修の有効性を宣伝する住宅の確認について、耐震改修の有効性を宣伝する住宅の確認について（様式第2号）を提出すること。

(5) 建築物の耐震診断事業にあつては、次に掲げる事項

交付要綱別表の事業の区分2に定める建築物の耐震診断を行う事業とする。

(耐震診断等の方法)

第3条 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）における耐震診断並びに補強後の耐震性の評価は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とする。

(耐震診断等の実施者)

第4条

(1) わが家の専門家診断事業における耐震診断及び耐震相談は、静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

- (2) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）における補強後の耐震性の評価は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

（添付書類）

第5条 要綱第5条に規定する町長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 危険なブロック塀等の除却事業及びブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）にあつては、次に掲げる書類 1部

ア 事業実施ブロック塀等の位置図（原則として、縮尺2500分の1以上の地図とし、緊急輸送路、避難路、避難地、通学路等を明記すること。）

イ 施工前のブロック塀等の配置図

ウ 施工前の写真

エ ブロック塀等の除却等の経費の見積書の写し

オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書

カ その他町長が必要と認めたもの

- (2) ブロック塀等の建替え事業（避難路沿道等）及びブロック塀等の改善事業にあつては、次に掲げる書類 1部

ア 事業実施ブロック塀等の位置図（原則として、縮尺2500分の1以上の地図とし、緊急輸送路、避難路、避難地、通学路等を明記すること。）

イ 施工前のブロック塀等の配置図

ウ 施工前の写真

エ ブロック塀等の建替え事業及びブロック塀等の改善の経費の見積書の写し

オ 安全な塀又は生け垣に改善する設計図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

カ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書

キ その他町長が必要と認めたもの

- (3) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）にあつては、次に掲げる書類 1部
- ア 事業実施木造住宅の位置図（原則として、縮尺2500分の1以上の地図とする。）

イ 施工前の木造住宅の配置図

ウ 施工前の写真

エ 補強計画の策定の経費の見積書の写し

オ 木造住宅の耐震改修の経費の見積書の写し（補強計画確認依頼書提出時に添付すること。）

カ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明する次のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 家屋の登記事項証明書

キ 耐震診断結果報告書の写し（補強計画確認依頼書提出時に添付すること。）

ク 耐震補強計画書の写し（補強計画確認依頼書提出時に添付すること。）

ケ 補強前及び補強後の平面図（補強計画確認依頼書提出時に添付すること。）

コ 施工業者（静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者）の確認を証するもの

サ 補助額の上乗せを申請する場合は、家族構成報告書（様式第1号）及び次のいずれかの書類の写し

(ア) 65歳以上であることが確認できるもの

a 健康保険証

b 年金受給者証

c 運転免許証

d 住所、氏名、生年月日及び年齢が確認できる官公署が交付した書類等

(イ) 障害者等であることが確認できるもの

a 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

b 障害等の程度が確認できる官公署が交付した書類等

シ 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

ス その他町長が必要と認めたもの

(4) 建築物の耐震診断事業にあつては、次に掲げる書類 1部

ア 事業実施建築物の位置図（原則として、縮尺2500分の1以上の地図とする。）

イ 施工前の建築物の配置図

ウ 施工前の写真

エ 建築物の耐震診断経費の見積書の写し

オ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明する次のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 家屋の登記事項証明書

カ 施工業者（静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者）の確認を証するもの

3 要綱第10条の町長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 危険なブロック塀等の除却事業及びブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）にあつては、次に掲げる書類 1部

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び着手から完了までを工程ごとに確認できる工事写真

イ 施工業者との契約書の写し

ウ 施工業者の領収書の写し

エ その他町長が必要と認めたもの

(2) ブロック塀等の建替え事業（避難路沿道等）及びブロック塀等の改善事業にあつては、次に掲げる書類 1部

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び着手から完了までを工程ごとに確認できる工事写真

イ 完成図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

ウ 施工業者との契約書の写し

エ 施工業者の領収書の写し

オ その他町長が必要と認めたもの

(3) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）にあつては、次に掲げる書類 1部

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び着手から完了までを工程ごとに確認できる工事写真

イ 完成図面（配置図、補強前及び補強後の平面図等）

ウ 施工業者との契約書の写し

エ 施工業者の領収書の写し

オ その他町長が必要と認めたもの

(4) 建築物の耐震診断事業にあつては、次に掲げる書類 1部

- ア 耐震診断結果報告書
- イ 施工が確認できる写真
- ウ 施工業者との契約書の写し
- エ 施工業者の領収書の写し
- オ その他町長が必要と認めたもの

(耐震診断結果報告書)

第6条 報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- (1) 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
 - (2) 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会発行)の耐震精密診断表(原則として、現況及び補強計画の診断表)及び総合評点
 - (3) 補強計画平面図(補強方法及び補強箇所を明示すること。)
- (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、森町建築物等耐震化促進事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年10月1日から適用する。
- 2 木造住宅耐震補強助成事業は、平成27年度までの補助金に適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用前に認めた既存建築物の耐震診断方法及び補強後の耐震性の評価方法で、この要領の適用前に策定された木造住宅の補強計画は、この要領による既存建築物の耐震診断方法及び補強後の耐震性の評価方法で策定されたものと同等の効力を有するものとみなす。ただし、平成20年度以降は、補強計画の策定期間が明確

なものに限る。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年1月4日（以下「施行日」という。）から適用する。

2 この要領は、適用日以後の申請に係る補助金から適用し、適用日前の申請に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

耐震改修の有効性をPRする住宅の確認について

年 月 日

住所

申請者

氏名

1. 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）のPRの確認

以下のいずれかにレ点を記入してください。

耐震改修工事期間中にPRを行います。

2. PRの内容について

(1) 必須条件について

耐震改修工事期間中に耐震改修工事のPR幕を設置します。

(2) 必須条件について

以下のいずれかにレ点を記入してください。

耐震改修工事期間中に現場見学会を実施します。

耐震改修工事完了後に完成見学会を実施します。

耐震改修工事完了後に、補助金申請者が耐震改修工事を実施するきっかけ及び感想を200字程度の文書及び完成後の住宅写真を提出します。

様式第2号（第4条関係）

家族構成報告書

1 申請者	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
2 同居家族	氏名	(続柄：)
	生年月日	年 月 日 (歳)
3 同居家族	氏名	(続柄：)
	生年月日	年 月 日 (歳)
4 同居家族	氏名	(続柄：)
	生年月日	年 月 日 (歳)
5 同居家族	氏名	(続柄：)
	生年月日	年 月 日 (歳)

この住宅に居住するものは、上記のとおり相違ありません。

申請者氏名 _____ ㊟

添付書類（下記のいずれか）

- 65歳以上の方のみで構成される世帯であることが確認できる書類の写し
（住民票、健康保険証、運転免許証等）
- 同じ世帯に属する方のいずれかが、交付要綱第2条第6号イからオに規定する基準をみたす方であることが確認できる書類の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、要介護認定結果通知書等）